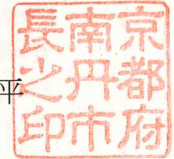




2南総総第230号
令和2年7月21日

南丹市議会議員 松尾 武治 様
(市議会議長経由)

南丹市長 西村 良平



文書質問回答書

令和2年7月10日付け2南議第84号で南丹市議会議長より送付された文書質問書について、南丹市議会文書質問実施要綱第3条第5項の規定により、下記のとおり回答します。

記

質問者名	松尾 武治	担当課	農林商工部農山村振興課
質問事項	1 鳥獣被害防止総合対策事業、被害防止計画の策定について		
質問内容	①鳥獣被害防止特別措置法第4条で、市町村は鳥獣被害防止計画を策定できるとなっています。 市町村には、上記の法以外に、策定義務が示されていますが根拠を伺います。		
答弁	鳥獣被害防止計画の策定又は計画の関連については、鳥獣による農林水産業等の被害に係る被害の防止のための特別措置法以外に、特別交付税に関する省令、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等において示されています。		

質問者名	松尾 武治	担当課	農林商工部農山村振興課
質問事項	2 鳥獣被害防止総合対策事業、関連文書の公開について		
質問内容	②以前の南丹市鳥獣被害防止計画は、web上で公開されていましたが確認できません。削除されたのか伺います。併せて他の自治体はweb上で公開していますが公開しない理由を伺います。 鳥獣被害防止特別措置法第4条第9項 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならないと定められていますが、この条文と農林商工部の取った措置についての見解を伺います。		
答弁	鳥獣被害防止計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条第9項において、「計画を定めた時は公開しなければならない」となっており、現在の計画についても告示、縦覧し公開いたしました。ただし、南丹市ホームページには掲載しておりませんので、今後ホームページへの掲載については検討いたします。		

質問者名	松尾 武治	担当課	農林商工部農山村振興課
質問事項	3 鳥獣被害防止総合対策事業、ニホンジカ・イノシシの捕獲許可頭数について		
質問内容	<p>③南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会条例第2条第2号に南丹市有害鳥獣捕獲許可頭数が示されています。</p> <p>捕獲許可頭数は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく本市の要綱第4条に鳥獣の捕獲等又は採取等の許可基準が定められています。</p> <p>許可基準は、要綱に示されている計画の第四3-3(2)④イに準ずるものとする。と示されています。</p> <p>要綱からすると市長が許可頭数を示すのは府の計画に基づくものと理解しますが条例が示す許可頭数と京都府の計画の第四3-3(2)④の関連を伺います。併せて、要綱が示す計画とは何を示すのか伺います。</p>		
答弁	<p>南丹市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱で引用する計画とは、京都府鳥獣保護管理計画です。要綱第4条では、「鳥獣の捕獲等の許可基準は、計画の第四3-3(2)④イに準ずるものとする。」とされており、同計画第四3-3(2)④イcにおいて、「捕獲数は、被害等の防止の目的を達成するために必要な数であることとする」とされています。</p> <p>また、許可頭数と京都府計画のとの関連については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法第4条第5項により、「都道府県の第一種特定鳥獣保護計画または第二種特定鳥獣管理計画と整合性のとれたものでなければならない」とされているため、市の捕獲許可頭数については、京都府が第2種特定鳥獣管理計画で目標としている年間捕獲頭数を、森林面積をベースに南丹市での捕獲目標数を算出し被害防止計画に反映させ整合性を図っているところです。</p>		